

令和8年10月30日14時00分

近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

業者名: 森下住設株式会社

期間: 令和8年10月30日から令和8年12月29日まで(2ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

森下住設株式会社が建設業法の規定により監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)

契約課長 やなぎはら ひろあき 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 ふるはら さとし 古原 悟 (内線 2512)

令和 8 年 10 月 30 日
近畿地方整備局

森下住設株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

森下住設株式会社は大和郡山市内の水道施設工事（一般工事）において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になるにもかかわらず、当該建設工事に関し、同法第26条第2項の規定に基づく監理技術者を配置しなかった。

また、監理技術者を置く必要があることを隠匿する目的で、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額に満たないものであると偽った上、事実と異なる施工体制台帳及び施工体系図を作成し、当該施工体制台帳を公共工事の発注者に提出した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年4月27日付けで奈良県知事から22日間の営業停止処分を受けた。

2. 指名停止措置理由

森下住設株式会社が建設業法の規定により監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：森下住設株式会社

奈良県大和郡山市城南町5-37

代表取締役 森下 美千代

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和8年10月30日から令和8年12月29日まで（2ヶ月）

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

（建設業法違反行為）

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。